

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 〇〇 年(内第 〇〇 号, 同第 〇〇 号 〇〇 控訴, 同附帯控訴事件 (原審
・福島地方裁判所会津若松支部平成 〇〇 年(ワ第 〇〇 号)

口頭弁論終結日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

判 決

控訴人 (附帯被控訴人)

代表者代表執行役

訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

被控訴人 (附帯控訴人)

代表者代表理事

訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 本件控訴及び本件附帯控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の, 附帯控訴費用は附帯控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求めた裁判

1 控訴人 (附帯被控訴人) (以下「控訴人」という。)

(i) 控訴の趣旨

ア 原判決中, 控訴人敗訴部分を取り消す。

イ 被控訴人 (附帯控訴人) (以下「被控訴人」という。) の請求を棄却す

る。

ウ 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(2) 附帯控訴の趣旨に対する答弁

本件附帯控訴を棄却する。

2 被控訴人

(1) 控訴の趣旨に対する答弁

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 附帯控訴の趣旨

ア 原判決を次のとおり変更する。

イ 控訴人は、被控訴人に対し、6546万8021円及びこれに対する平成〃年〃月〃日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

ウ 附帯控訴費用は控訴人の負担とする。

エ 仮執行宣言

第2 事案の概要

事案の概要は、次のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の当該欄記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決3頁7行目の「8930円」を「8980円」と、5頁17行目の「低い位置からの」を「低い位置から」と改める。）。

1 控訴人の主張

(1) 〃〃作成の鑑定書（乙14。以下「〃鑑定人」、「〃鑑定」という。）について

〃鑑定人は、鑑定書において、本件火災現場に臨場して焼燬痕跡を科学的に分析し、出火箇所は単一であり、玄関土間の階段上がり口に接して相当の可燃物に人為的な着火が謀られ、この火災が階段室を上昇して2階に波及

したり、壁面を伝って天井を焼燬しながら延焼拡大していき、相当の時間経過を伴って事務室南隣の塗装ブース室にも延焼し、事務室天井や塗装ブース室の天井が焼け落ちて、1階の一部床面を二次的に激しく焼け抜いたものと本件火災現象の一部始終を判定している。また、このような火災現象は、もともと火の気のない箇所からの不自然な強い火力をもった出火といわざるを得ないことから、出火の基点としては人為以外には想定できず、放火によるものと認められる。

また、本件建物の電気配線は新時代の被覆資材が用いられていて漏電等起こり得ず、本件火災直近における電気保安協会の定期点検でも配線異常は見されていないから、漏電による火災の可能性は否定される。

- 3 -

(4) 出火時刻について

本件建物からは、午後9時11分に発信器電源喪失という形態の異常信号（以下「本件第1信号」という。）が発報されているところ、これは火災の火災が発信器本体あるいは発信器電源コードを焼燬したことによる蓋然性が最も高い。そして、電気配線が施された天井や壁体が独自燃焼を始めるのは1階床面から発生した火災が最低10分以上の時間を費やして延焼拡大した後のことと考えられることからすると、本件火災の出火は、本件第1信号の10分以上前の午後9時前後である蓋然性が高い。

- 4 -

甲57：証拠説明書甲57号証＝大藪勲ほか作成の鑑定書
(判決での採用部分朱書アンダーライン)

2 被控訴人の主張

(3) 本件火災の原因について

本件火災の原因は大藪勲ほか作成の鑑定書（甲57）記載のとおり、塗装室に設置されていた電灯線系統に接続されたエアードライヤーのトラッキングによるコードの火がフロアに燃え移り、近くに飛び散った塗料の残滓や近くにあった溶剤、塗料などに引火したか、塗装室の動力線系統分電盤での絶縁劣化等による加熱、漏電、発火によるか、もしくは、塗装室塗装ブース内に付着蓄積したウレタン塗料による自然発火ないし着色用ステイン塗料の拭き取りウエス（布）の自然発火によるかのいずれかである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被控訴人の本件請求を一部認容した原判決は正当であり、本件控訴及び本件附帯控訴はいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、次

のとおりである。

(1) 認定事実

証拠により認められる事実は、原判決の「第3 当裁判所の判断」欄の1項(9頁12行目から17頁21行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決10頁12, 13行目の「塗装ブース」をいずれも「塗装室」と、12頁21行目の「~~====~~の上棟式に」を「~~====~~に」と改め、17頁3行目冒頭から次行目末尾までを削除し、同頁5行目の「イ」を「ア」と、同頁8行目の「ウ」を「イ」と改め、同頁14行目の「したがって」から次行目末尾までを削除する。)

(2) 故意免責について

ア 本件 ~~=====~~ については当事者間に争いがなく、前記認定事実によれば、平成==年==月==日、本件火災が発生し、倉庫兼事務所棟は全焼し、工場は半焼し、乾燥場は部分焼したことが認められる。

イ ~~====~~ 鑑定は、以下のように出火部、出火原因について考察している。

倉庫兼事務所棟の焼燬状況は、北寄りの2階部分のある、階段室、玄関、事務所及び塗装室が1, 2階ともに強く焼燬、焼失しており、特に、玄関周辺、事務所周辺、塗装ブース(~~====~~鑑定人の用語法からすると塗装室の意と解される。)には、それぞれに火炎の立ち上がり部位が見られ、床面から強く焼燬している。

消防隊が到着する前に本件火災現場に駆けつけた関係者が倉庫兼事務所棟の前の北東側付近を通り、同建物の中央に位置するシャッターのある入り口から中に入った際を目撃情報で、「出火建物の2階部分(建物北東のトイレ、階段の上付近)に炎を見た。また、建物の中に入った時、塗装ブ

ース付近はまだ燃えていなかった。」と証言されていることから、塗装ブースは後から焼燬したものである。

事務所周辺の焼燬は、ストーブ周辺の床は焼け抜け強く焼燬しているが、その直上の天井の野縁がかなり残存しており、焼燬程度が弱いことから、二次的な焼燬と判断される。

玄関周辺の焼燬状況は、玄関を入った右手階段上がり口、トイレ通路及び流し付近がほとんど原型をとどめないほど、土台や床面から焼失している。この付近の焼燬状況は、玄関土間から階段上がり口付近を基点とした、火炎の波及延焼状況が見られる。

これらのことから、出火部は、玄関土間から階段上がり口付近と認められる。

当該出火部付近には火元になりうるものは何ら存在しない。出火部付近の焼燬状況は床面の低い位置から焼燬していることから何らかの火元により近接可燃物に着火し、延焼を拡大したものと思われる。以上のことから、本件火災の原因については、人為的に何らかの火元が持ち込まれた不審火の可能性が考えられる。

ウ しかし、上記関係者とは、シャッターのある入り口から中に入ったとあることから であると考えられるが、同人は消防署員の質問に対して事務室から塗装室あたりまで1階も2階も燃えていたと供述している（乙5）上、陳述書（甲53）にも、本件火災当時建物南側からかけつけたところ、東面に炎が大きく吹き出していたが、建物の北面は見えていない旨記載していることからすると、 鑑定記載の証言から倉庫兼事務所棟の2階部分のうち事務所の上の部分にのみ炎があり、塗装室はまだ燃えていなかったとは認められず、塗装室が出火場所である可能性を排除することはできない。しかも、消防署の出火出場時における見分調書（乙7）には、現場到着時、北側の一階部分の延焼状況は、窓越しに見分すると奥の

甲57：証拠説明書甲57号証＝太藪勲ほか作成の鑑定書
(判決での採用部分朱書アンダーライン)

方で延焼している状況で、玄関側及び北側の外壁からは炎の噴出は見分されず、その後に出火建物西側の堤防上を通過して南側に向かうが、火は建物全体に延焼しており、塗装室付近では外壁の中間部分が焼け落ちていたとの記載があり、玄関土間から階段上がり口付近に炎はなく~~＝~~鑑定の出火場所と矛盾するし、塗装室付近の火勢が強かったことは同所が出火場所であることを窺わせるものとも考えられる。

また、事務所玄関上がり口付近には、階段数段が形状をとどめるなどしている(乙2写真No. 60)ところ、証拠(甲57)によれば、通常火元には可燃物はほとんど残らないし、火元であれば、火勢がそれ程強くない状態で下側から燃えていくのに対し、強くなった火勢が塗装室ドアを破って2階及び事務室へ向かった場合には、密閉空間では地面近くは酸欠状態になって燃えにくいため、低い位置にある可燃物を燃やさないことがあることからすると、出火場所を玄関土間から階段上がり口付近とするのは、焼け残った可燃物の実態と整合せず、むしろ火元が塗装室であることを示唆していることが認められる。

さらに、本件建物には漏電監視装置が設置され、倉庫兼事務所棟には電灯線と動力線の2系統の電気配線がされ、電灯線には30ミリアンペア以上の漏電で作動する漏電ブレーカー及び過電流ブレーカーが設置されているところ、午後9時11分27.5秒の発報(本件第1信号)は、電灯線系統の発信器電源喪失により発報されたものであるが、発信器本体あるいは発信器電源コードを焼燬したことにより電源喪失に至ったものではなく、過電流ブレーカーが作動して発報されたものであるとみるのが妥当である(甲57)。そして、本件火災当日の午後9時15分9.5秒の発報(以下「本件第2信号」という。)は、50ミリアンペア以上499ミリアンペア以下の漏電が5分間以上継続したときに発報されたものである(甲57、乙46、56、証人~~＝~~)。そうすると、本件第2信号が

あった午後9時15分9.5秒の5分前である午後9時10分9.5秒からは50ミリアンペア以上の漏電があったことになるところ、電灯線は30ミリアンペア以上の漏電で漏電ブレーカーが作動するのであるから、電灯線から漏電があったとしても、漏電ブレーカーが切れていない午前9時10分9.5秒の時点では30ミリアンペア未満であり、したがって、動力線からも午後9時10分9.5秒の時点では漏電があったものとするのが妥当である（甲56。ただし、電灯線から30ミリアンペア未満の漏電があったことを必ずしも否定するものではない。また、午後9時10分9.5秒の更に前の時点において漏洩電流が発生していたと想定されることは後記のとおりである。）。他方、被控訴人代表者及びその従業員~~〓~~
~~〓~~によると、動力線は階段上がり口付近を通らずに建物北東角の地上8メートル程上部から引き込まれ屋根裏を通して塗装室に配線され、しかも、動力線には不燃物により被覆がなされていたというのであり（甲39、46の4、甲52、57、60）、一方、電灯線は、動力線と同様に建物北東角上部から引き込まれ、階段上がり口付近に設置されてある配電盤を経て1階天井裏に配線されている（甲4、39、41、60）。これらのことからすると、出火場所が玄関土間から階段上がり口付近であり、そのために漏電が生じたとする、火炎が配電盤付近や1階天井に燃え上がってまず電灯線に漏電が起き（そのような火災状況であれば、わずかな漏電に留まるとも思えず、漏電ブレーカーが作動することが想定される。）、更に延焼し高温になることによって不燃物で被覆されていた動力線に漏電が生じたとしても、それはかなり時間が経過してからであると考えられる（したがって、本件第1信号の5分以上後に本件第2信号が発報されることが想定される。）のであって、上記のように動力線と電灯線の双方に併存的に（あるいは動力線のみ）漏電が起き、電灯線に過電流が発生したと思われる本件第1、第2信号の経過とは整合性に乏しい。

甲57：証拠説明書甲57号証＝大藪勲ほか作成の鑑定書
(判決での採用部分朱書アンダーライン)

エ 以上検討したところによれば、本件火災の出火場所を玄関土間から階段上がり口付近と断定した〓鑑定は採用の限りではなく、

オ 他方、証拠（甲57）によれば、本件火災の原因について、塗装室に設置されていた電灯線系統に接続されたエアードライヤー（塗装用スプレーガンに乾燥空気を送り込むための空気乾燥機）のトラッキングによる発火や塗装室の動力線系統分電盤での絶縁劣化等による加熱、漏電、発火の可能性及び塗装室塗装ブース内に付着蓄積したウレタン塗料による自然発火ないし着色用ステイン塗料のふき取りウエスの自然発火の可能性があると認められる。

〓鑑定人は、50ミリアンペアといった電流は極めて小さいものであり短時間で火災を引き起こすことはないと言明する。しかし、漏電監視装置は、対象電路から接地線に還流してくる漏洩電流を計測するものであり（乙56。なお上記のとおり本件第2信号にかかる漏電は499ミリアンペアまでの可能性がある。）、これによってトラッキングにおいて流れる電流の大きさを計ることはできない（証人〓）から、漏洩電流が最大499ミリアンペアしかなかったからといって、トラッキングにより発火した可能性を否定することはできない。

また、財団法人〓は、2回の発報については、火災が発生した後の影響によるもので、火災を引き起こした原因とは考えられないとし（乙31、46）、〓も、本件火災の出火時刻と本件第1、第2信号の発報時刻が近接しているから、漏電によって火災が発生したのではなく、火災によって電線の被覆が破壊されて電線がショートし電源喪失の発報がされたのであると言明する。しかし、同人は確たる根拠を述べているわけではなく、しかも、漏洩電流が突然50ミリアンペアに

甲57：証拠説明書甲57号証＝大藪勲ほか作成の鑑定書
(判決での採用部分朱書アンダーライン)

立ち上がるのは電気現象的に想定しがたいのであって、本件第2信号の5分前(午後9時10分)の更に前の時間において漏洩電流が発生していたと想定される(甲57の9頁)ことからすると、相当時間漏電が続いていたことも考えられ、その間にトラッキング、発火、短絡に至る異常が進行した可能性を否定できない。以上の検討結果に加え、塗装室には塗料等の可燃物が置かれており(甲4)火災が拡大しやすい状況にあったと考えられることからすると、上記＝証言等もトラッキングによる発火の可能性を否定するには足りない。

塗装室塗装ブース内に付着蓄積したウレタン塗料による自然発火ないし着色用ステイン塗料の拭き取りウエスの自然発火の可能性を否定するに足りる主張立証はないし、この発火から延焼が動力線及び電灯線に次々に及んだ(塗装室内動力線は電線管に挿入されておらず露出しており、動力線と電灯線は近接している(甲57, 61)。また、塗装室に塗料等の可燃物が置かれていたことは上記のとおりである。)とすると、動力線に漏電があり、その約1分後(ただし、上記のように更に前に動力線の漏電があった可能性はある。)に電灯線の過電流ブレーカーが作動していることを示す本件第1, 第2信号の存在とも整合的である。

る。

以上と、これを前提として認められる残存物取片づけ費用（甲6）を加えて整理すると原判決別紙認容額のとおりであるから、これを引用する。

- 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴及び本件附帯控訴は理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 小 野 貞 夫

裁判官 信 濃 孝 一

裁判官 大 垣 貴 靖